

機構営事業事後評価（完了後）実施要領

平成20年4月1日付け19農振第2063号
平成24年4月2日付け23農振第1742号
平成27年4月1日付け26農振第1629号
最終改正 平成29年1月30日付け28農振第1702号

農林水産省農村振興局長

第1 趣旨

国立研究開発法人森林研究・整備機構又は独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が施行する事業（以下「機構営事業」という。）の効率性及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図るため、農林水産省政策評価基本計画（平成27年3月31日農林水産大臣決定。以下「基本計画」という。）に基づき、機構営事業の完了地区において当該事業の実施による効用及び利用状況の評価（以下「事後評価」という。）を実施することとし、実施に当たっては、基本計画によるほか、この実施要領に定めるところによる。

第2 事後評価の対象事業及び実施時期

事後評価の対象事業は、機構営事業のうち次に掲げる事業であって、当該事業の完了した年度の翌年度から起算しておおむね5年を経過した事業及び基本計画第7の3の（2）イただし書の規定に該当する事業とする。

- 1 国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成11年法律第198号）附則第8条（旧機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号から第9号までの事業で廃止法（平成20年法律第8号）の施行前に開始されたもののうち、第7号イ、ロ及びハに掲げる事業に限る。）に規定する事業及び附則第10条（森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法第19条第1項第1号に掲げる事業に限る。）に規定する事業
- 2 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項第1号に規定する事業であって農林水産大臣が主務大臣となつて行うもの

第3 事後評価の実施主体及び体制の整備

- 1 事後評価の実施主体（以下「事後評価実施主体」という。）は、農林水産省農村振興局（以下「農村振興局」という。）及び機構とする。

- 2 対象事業によって造成、整備された施設の管理主体（以下「管理主体」という。）が事後評価実施主体でない場合には、事後評価実施主体は管理主体の協力を得て、事後評価を実施するものとする。
- 3 事後評価を行うため、事後評価実施主体と対象事業の調査を行った地方農政局及び内閣府沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」という。）並びに国土交通省北海道開発局の各関係部課長又はこれに準ずる者をもって構成する機構営事業事後評価委員会（以下「事後評価委員会」という。）を設置するものとする。
- 4 事後評価について適宜意見を聴くため、技術的・専門的な知見を有する者（国、機構又は関係団体（対象事業に関係する地方公共団体及び管理主体をいう。以下同じ。）に属する者以外の者をいう。）により構成される委員会（以下「事後評価技術検討会」という。）を設置するものとする。

第 4 事後評価の実施

- 1 事後評価委員会は、次に掲げる項目について点検し、事業実施のもたらす効果について総合的かつ客観的に評価を実施するものとする。
 - ① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
 - ② 事業効果の発現状況（費用対効果分析の結果を含む。）
 - ③ 事業により整備された施設の管理状況
 - ④ 事業実施による環境の変化
 - ⑤ 社会経済情勢の変化
 - ⑥ 今後の課題等
- 2 機構は、第 2 の対象事業について地方農政局等及び国土交通省北海道開発局の協力を得て、評価に必要な基礎的資料を作成するものとする。
- 3 事後評価委員会は、関係団体の意見を聴いた上で、事後評価の結果をとりまとめるものとする。
- 4 事後評価委員会は、事後評価の結果を事後評価技術検討会へ示し、その意見を聴くものとする。

第 5 事後評価の結果等の公表

- 1 事後評価実施主体は、事後評価の結果及び第 4 の 4 の事後評価技術検討会

の意見を関係団体に通知するものとする。

- 2 事後評価実施主体は、事後評価の結果（事後評価に当たって使用した情報を含む。）及び第4の4の事後評価技術検討会の意見、次年度に事後評価の結果をとりまとめることとなっている対象事業並びに過去の事後評価の結果を踏まえ対象事業について前年度に講じられた措置の概要について、原則として事後評価の結果をとりまとめた年度の8月末までに公表するものとする。

第6 事後評価の結果についての対応

- 1 事後評価の結果を踏まえ、事後評価実施主体と地方農政局等は協力して、対象事業について、管理主体と連携を図りつつ必要な措置を講ずるものとする。その際、農業者の経営面での対応等事後評価実施主体と地方農政局等のみでは対応が困難なものについては、関係団体と連携を図りつつ対策を検討する。
- 2 事後評価の結果等に基づき、再度事後評価する必要があると認められ、基本計画に基づき、定められる農林水産省政策評価実施計画において、事後評価を実施することとされた場合は、事後評価実施主体は再度事後評価を実施するものとする。
- 3 農林水産省農村振興局長は、対象事業の事後評価の結果等を有効に活用し、今後の事業のあり方の検討、事業評価制度の改善等を進めるものとする。

第7 委任

事後評価委員会の事務その他必要な事項については、農村振興局の関係課長が別に定めるものとする。